

令和6年2月

令和6年度 学校運営協議会

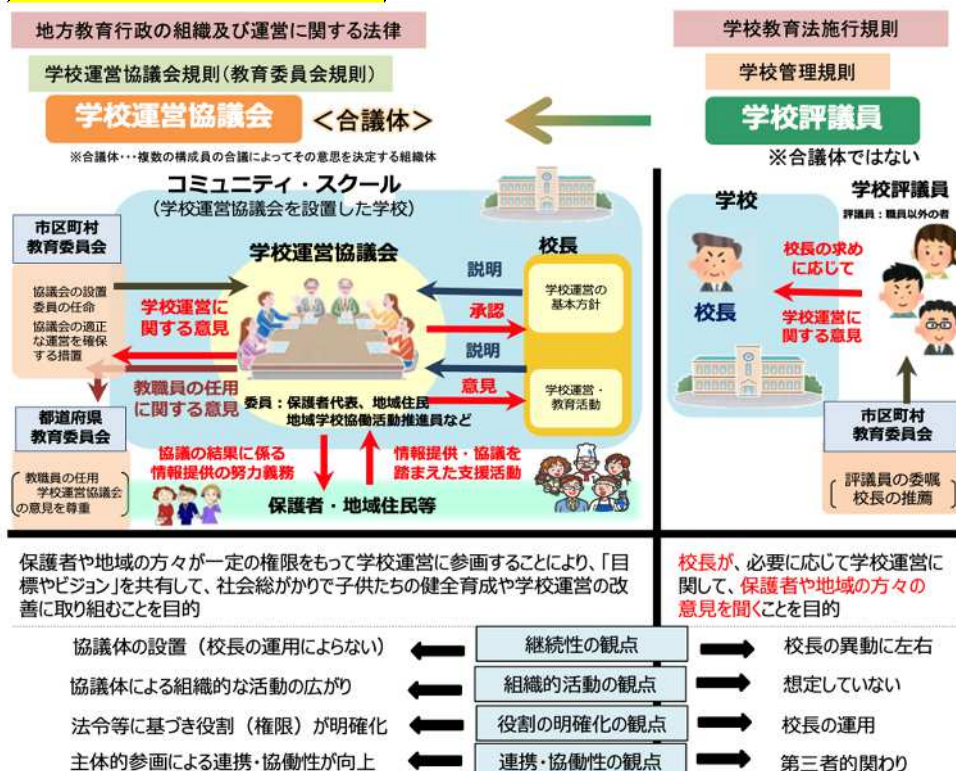
⇒平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の改正により成立した仕組みであり、その後平成29年の改正により、各教育委員会に対して、学校運営協議会の**設置が努力義務**となり、より一層、保護者や地域住民等が学校運営に参画することが求められるようになりました。

⇒学校運営協議会は、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、**それぞれが役割を担って協働**しながら、子どもたちの豊かな成長を支え「**地域とともにある学校づくり**」を進めるための法律に基づいた仕組みとなっています。そこで、学校運営協議会を推進することによって、学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、さらに**三者が一体となって学校運営の改善と児童生徒の健全育成**に取り組んでいきます。

これまでの学校評議員会が「学校運営協議会」として令和6年度より全校で本格実施します。

何が変わるの？

今の仕組み・つながりを活かして



〔参考〕 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/20210119-mxt_chisui02_001.pdf

☆コミュニティ・スクールの名称について☆

「コミュニティ・スクール」の名称は、法令上正式名称ではありません。
 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5に示されている「学校運営協議会」が設置された学校の通称として、「コミュニティ・スクール」という言葉が用いられ、また同時に学校運営協議会制度そのものも「コミュニティ・スクール」と呼ばれています。
 なお、**芦屋市ではすでにコミュニティ・スクールの名称を用いた活動が行われているため、「学校運営協議会」の名称を用いていきます。**

⇒ 主な3つの機能

- 学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、意見を述べるができる。

どう進めていけばいいの？

例えば・・・

【第1回】 ○自己紹介

○学校長が示す「学校運営の基本方針」を承認

「学校運営の基本方針」については前年度末の学校評議員会における「学校評価」としていただいたご意見も参考にさせていただいて作成し、ご提案させていただいております。今後に向けたご意見があればぜひよろしくお願いします。※今後は前年度のうちに

○「課題の共有」

学校の課題、地域の課題をそれぞれ出し合っておきましょう。学校がワークシートを用意するなど、意見の出しやすい雰囲気づくりを工夫していきます。今後は、それぞれの立場で何ができるか議論していくことになります。※時間が許すようであれば、「当事者として何ができるか」という方向で議論に入っても構いません。

【第2回】 ○課題解決に向けて「それぞれの立場で何ができるか議論」していきましょう。

○学校での子どもたちの様子を参観

熟議のテーマ（例）

- ・子どもたちにどう育ってほしいか
- ・地域行事への参加について
- ・学校と地域と一緒にできることは
- ・学校ボランティアについて
- ・登下校時の安全確保について
- ・学力向上についてどう考えるか
- ・登校しにくい子どもたちへの支援について
- ・教職員の多忙化解消で子どもたちと向き合う時間をどう確保するか
- ・部活動の地域移行に向けた地域人材の確保について



【第3回】 ○「学校評価」としても意見を出し合い、よりよい学校づくり、地域づくりをめざしていきましょう。

それぞれが主体的に！

地域・・・委員は協議の**当事者**
 学校・・・学校運営の**当事者**
 教委・・・設置の**当事者**

うまく動かせるような伴走支援を！



- ・学校をどうしたいのか？
- ・どう育って欲しいのか？
- ・何を実現したいのか？